

令和8年度

内小友明通地区

ため池等整備（ため池）業務委託（06503-Y03）

特記仕様書

仙北地域振興局農林部

1. 委託業務共通仕様書の適用

本業務の施行にあたっては、「秋田県委託業務共通仕様書（令和８年１０月以降適用）」（以下、「共通仕様書」という）に基づき実施しなければならない。

2. 共通仕様書に対する特記事項

共通仕様書に対する特記事項は、次のとおりとする。

第 1 編 共 通 編

第 1 章 総 則

第 1 節 業務内容

本業務は、ため池等整備（ため池）事業 内小友明通地区における事業損失に係る建物事前調査を行うものである。

第 2 節 打合せ等

調査業務着手時、業務の主要な区切り及び業務完了時において行う打合せ時期については、調査職員の指示する日又は業務担当者が必要とする日に行うものとする。なお、業務着手時及び業務完了時の打合せには管理技術者が立会うものとする。

打合せにおいて指示又は承認した事項は本仕様書と同等の効力を有するものとする。

第 3 節 一般事項

1. 一般事項は次のとおりである

- (1) 調査に際し立ち入る土地・物件については、あらかじめ関係機関、調査職員に報告し指示を受けること。
- (2) 発注者が必要と認める場合には、業務の実施状況及びその他の必要な事項についての報告または中間成果品を求めることが出来る。

第 4 節 資料の貸与

1. 貸与する図書及びその他の関係資料はない。

第 2 章 業務内容

第 1 節 一般事項

1. 本業務は、事業損失として建物事前調査を行うものである。

- (1) 建物事前調査とは、工事の振動等により、近接家屋、作業小屋、車庫等に、被害を生じさせた場合の損害補償の算定のために事前に建物の現状を記録するものである。

第2節 調査項目

1. 本業務における調査作業項目及び数量は、下記のとおりである。

作業項目	数 量	備 考
建物事前調査（木造建物）	N= 5 棟	

第3章 成果品

第1節 成果品の提出

1. 提出すべき成果品及び提出部数は、下記に示すものとする

区 分	規 格	提 出 部 数	備 考
		電子媒体	
報告書	A 4 版	N= 1 部	
CD-R		N= 2 部	

2. 成果品の納入場所は仙北地域振興局農林部農村整備課、もしくは調査職員の指定する場所とする。

第2節 検査

1. 受注者は成果品の検査を受ける場合、あらかじめ成果品及びその他の関係資料を準備して責任者を立ち合わせなければならない。
2. 検査にあたり必要な機器類は発注者が準備し、検査員が閲覧を希望する書類の検索・閲覧を行うための機器操作は受注者が行うことを原則とする。
3. 受注者の都合で検査に必要なソフトウェアを準備する場合には、機器類を含めて用意することができるものとする。

第4章 その他

1. 上記各章で不明の事項等が生じた場合は、発注者と協議するものとする。
2. 作業に当たって、既構造物・農作物・立木などを破損させた場合は、すべて受注者の責任において復旧、補修しなければならない。

令和 8 年度

内小友明通地区

ため池等整備（ため池）業務委託（0 6 5 0 3－Y 0 3）

現 場 説 明 書

〔 条件明示 〕

仙北地域振興局農林部

現場説明書（条件明示）

業務の実施にあたっては、秋田県委託業務共通仕様書（令和８年１０月以降適用）、その他指定された図書を参考とし、かつ以下の事項について業務条件とします。なお、明示されない業務条件等についても、契約事項の関連する条項に基づき受発注者間において協議できるものとします。

第１編 共通編 第１章 基準等

第１節 積算基準

委託費の積算は、以下の積算基準に基づき実施しています。

- （１） 土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）令和８年度 農林水産省
- （２） 土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領 令和８年度 農林水産省
- （３） 農業農村整備事業設計積算要領（調査・測量・設計）令和８年１０月 秋田県農林水産部

第２編 現場説明事項 第１章 条件明示

第１節 工程関係

- １． 他調査との関連事項
 - ・ 特になし。
- ２． 関係機関との協議事項
 - ・ 特になし。

第２節 立入関係

- ・ 立ち入りの際は、事前に建物所有者と連絡調整を行ってください。

第３節 打合せ回数

打合せは、着手前１回、中間２回、最終１回の合計４回を予定しています。

第４節 業務数量の変更

- ・ 下記事項について業務数量の増減及び追加が予想されます。
 - （１） 調査建物の増減及び種別の変更
 - （２） 調査建物面積の増減
 - （３） その他軽微な調査業務の追加

第5節 情報共有システム（ASP）の利用

・受注者は、本業務委託において情報共有システム（ASP）を原則利用すること。ただし、利用が適さないと判断した場合は、協議の上、利用しないことができるものとする。

なお、利用については、「秋田県委託業務共通仕様書」及び「土木工事等における情報共有システム運用ガイドライン（案）」による。

第6節 旅費交通費関係

1. 旅費交通費計算上の積算基地

・本業務の積算基地は、秋田県大仙市です。

2. 打合せに係る旅費及び交通費の算定

・打合せは通勤によるものとしています。また、交通費はライトバンを想定しています。

第7節 土地境界確認立ち会い費用

・本業務における土地の境界確認に係る立会費用については、下記のとおり計上しています。

項目	名称	単位	数量	備考
立会費用	軽作業員	人	0.5	